はしがき

虐待は、人権を侵害している事象である。

これまで、高齢者に対する暴力などの虐待の事象が発生しないよう、予防できるようになることは、誰もが願ってきたことであろう。しかし、有効であると証明できる予防策がないまま、今日に至っている。

本研究は、高齢者に対する虐待の事象が発生する前に、ソーシャルワーク実践を展開して予防できるようになることをめざし、2017年度ルーテル学院大学大学院学位博士論文「高齢者虐待防止法に基づいたソーシャルワーク実践における虐待事象の悪化防止――高齢者虐待の予防支援システムの構築に向けて――」を加筆・修正したものである。

高齢者に対する虐待の事象は、2006年から高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律に基づき、市区町村の責任において対応することが規定され、社会福祉士などのソーシャルワーカーが配置されている地域包括支援センターを中心に取り組まれてきた。高齢者虐待の事象は、法律に基づいたソーシャルワーク実践により取り組まれてきたことから、本研究は、すでに発生した虐待の事象の悪化を防ぐための取組みや虐待の悪化要因を探求することで、高齢者虐待の予防策について検討していくものである。

高齢者虐待の予防策を検討するためには、予防概念が必要であるが、日本内外において高齢者虐待の予防概念は確立されていない状況にある。そのため、本研究において予防概念の作成を試みる。

そして、筆者が作成を試みた高齢者虐待の予防概念を基本に、高齢者虐待の事象に対して実際に取り組まれたソーシャルワーク実践を分析する。その分析結果を踏まえ、高齢者虐待の予防策を提示する。

本研究が、高齢者虐待の事象が発生する前にソーシャルワーク実践において取り組まれることによって、高齢者の権利が侵害されることなく、高齢者本人が、いっしょに生活したい方と住み慣れた地域、住み慣れた家で、その方らしく暮らしていくことができる社会になることの一助となれば幸いであ

る。

2019年３月　　**乙 幡　美佐江**

（カバーイラストについて）

カバーイラストの木の絵は、娘が小学校５年生のとき、授業の課題で描いたものを使いました。また、裏側のザリガニの絵は、息子が小学校１年生のときに、同じく授業の課題で描いたものを使いました。両画とも、生命力に溢れることから、虐待対応にかかわる人たちに、虐待の予防のためソーシャルワークの実践によって、被虐待者・養護者の生命力を引き出すきっかけとなってほしいという願いを込めたものです。

Ⅰ　本研究の背景

わが国において、虐待により高齢者の生命が危険にさらされるという事象が増えている。このような高齢者虐待の事象は、世界的な事象（the global phenomenon）として世界保健機関（以下、「WHO」という）が取り上げている。高齢者の生命を護るための対策を講じることは、すべての国の喫緊の課題である。

本節では、高齢者虐待の予防支援システムの構築が必要となった背景として５点をあげる。

１　人口高齢化

日本社会の人口動態は、少子高齢化から人口減少時代へと移行した。具体的には、2015年の高齢化率が26.7％であり、認知症の有病率が65歳以上高齢者の16.0％であったものが、2025年には高齢化率が30.3％で、認知症の有病率は20.6％に増え、今後も介護を必要とする者が増えると推計されている（厚生労働省 2016〔略語については巻末文献参照〕）。要介護者の増加は、家族の小規模化と重なり、高齢者虐待の事象に影響を及ぼす重要な社会的背景の一つとして考慮すべきと考える。

また、少子高齢化・人口減少が急激に進み、2060年には、高齢化率が39.9％と2.5人に一人が高齢者となる一方、人口も9000万人を割ると見込まれている（厚生労働省 2016）。

この事象を考慮すると、複数の高齢者のいる世帯が増え、一人の高齢者がもう一人の高齢者を介護する老々介護の事態や、一人暮らしの高齢者が増加すると考えられ、本人が十分に自身のケアができないことから生じる自己放棄・放任というセルフ・ネグレクトが増加することが考えられる。

一方、日本老年学会・日本老年医学会（2017）は、高齢者を75歳以上とし、

74歳までを社会の支え手である労働人口に含めることを提案した。この提案によると、75歳未満の人々が高齢者ではなく、支援者として就労することや、近隣に住む同士で緊急時のために鍵を預け合うこと、親族関係にない者同士が家をシェアし、互いにケアし合うことなどが発生すると考えられる。

人口高齢化が及ぼす影響としては、虐待事象の構造を大きく変化させることが考えられる。介護従事者などとして勤務する人々や、親族関係にない現に養護する者による虐待が増加することが見込まれる。このように養護者と高齢者との関係性が虐待事象の構造をさらに変化させることになるであろう。

2　介護保険制度にみる費用抑制策

人口高齢化が高齢者の生活を脅かし、社会保障制度の持続が危うい状況をもたらしている。たとえば、介護保険制度の持続可能性の確保が課題とされ、限られた費用活用の重点化・効率化を図る対策が提案された（厚生労働省 2016）。その一例として、2015年４月から特別養護老人ホームの入所要件がこれまでの要介護１以上から要介護３以上へと改正されたことがあげられる。つまり、高齢者の心身機能が重度に低下することがサービス受給の要件となったといえる。家庭での生活支援が十分に受けられない要介護２以下の高齢者にとっては、施設入所がますます難しくなり、虐待等に該当するとの行政等の判断なしでは、家庭での介護を維持せざるを得ない場合も発生している。

また、高齢者の約４人に一人が認知症またはその予備軍ともいわれ、介護が必要となる高齢者は今後さらに増加し、2025年の介護費用は約21兆円と推計されている（厚生労働省 2016）。介護保険の財政が厳しくなれば、サービスの提供がさらに制限され、虐待の事象がより悪化しない限り被虐待者への支援や保護が受けられないことにもなると考える。

3　ケア提供者の質と量

2015年の介護保険制度改正により、「地域包括ケアシステム」が推進され、「地域共生社会」をめざすこととなった（厚生労働省 2016、2017c）。この施

策により、高齢者は住み慣れた地域で医療介護、介護予防、住まい、および自立した日常生活への支援を、包括的に受けることができる在宅ケアシステムが整えられつつある。しかし、それに対応できるようなケア提供者の人材確保が困難な状況にあるという事実も否めない。

この「地域包括ケアシステム」の拠点であり、高齢者虐待の対応機関である地域包括支援センターは、今後「全世代対応型地域包括支援センター」として高齢者、障害者、児童、生活困窮者の別なく、地域に暮らす住民誰もがその人の状況にあった支援を受けられる地域包括支援体制の拠点としての機能を果たすことが期待されている（厚生労働省 2015）。この体制の中で、社会福祉士などの専門職が行うソーシャルワークとして、主に、以下の七つの機能が求められている（厚生労働省 2015）。

① 対象者を早期に、かつ積極的に把握するアウトリーチ
② 育児、介護、障害、貧困など世帯全体の複雑化した状況のアセスメント
③ 対象者本人を中心とした総合的な支援プランの作成
④ 関係機関と方針などの検討・情報共有
⑤ 地域のネットワークの構築
⑥ 必要な社会資源の創造・開発
⑦ コーディネート機能の発揮

このように、地域包括ケアの推進には、ソーシャルワーカーが対象者を早期に把握することなどが求められているが、実際には高齢者虐待の事象に介入するには、虐待の通報を受け付けた時点で、通報時に虐待を受けたと思われる事象（たとえば、大声や痣など）の根拠が必要である（高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律（以下、「高齢者虐待防止法」という）」7条1項・2項）。これは、高齢者虐待対応におけるソーシャルワーク実践において、虐待事象発生後の事後対応が中心とならざるを得ない状況を孕んでいる。

4　高齢者虐待の相談・通報件数の増加と被虐待者の特性

厚生労働省（2017b）の報告によれば、高齢者虐待の発見・通報時に、高齢者の身体状況が寝たきりの状態に近いほど、虐待の事態の深刻度が高いことが報告されている。つまり、虐待の事態が深刻化するまでは発見されない実態がすでに存在しているといえる。

高齢者虐待は、WHO（2015）の報告書によれば、先進諸国において、高齢者虐待の発生率が高齢者人口の１～10％であり、高齢者人口の４～６％が重大な虐待を受け、かつ増加しているとの記述がある。

日本における高齢者虐待の発生率については、養護者による高齢者虐待相談・通報件数から予測することになる。厚生労働省による平成27（2015）年度の調査報告では、養護者による虐待相談・通報件数は２万6688件であり（厚生労働省 2017b）、高齢者人口が3461万人（総務省 2016）から考えると、高齢者人口の約0.077％に該当する。

これは、高齢者人口の１％にも満たない数字であるが、相談・通報件数の増加傾向から考えると、高齢者虐待の発生率そのものが増加する危険性があるといえる。

被虐待者の特性は、厚生労働省（2017b）によれば、被虐待者の66.7％が、要支援・要介護認定を受けており、なんらかの支援や介護が必要な状況にある。その内訳には、認知症等で日常生活に支障を来すような症状・行動や意思疎通の困難さがみられる状況にある者が69.0％を占め、また、屋内での生活はおおむね自立しているが介助なしでは外出しない、あるいは寝たきり状態にある者が71.6％を占めている。これらの結果を踏まえると、支援や介護が必要な高齢者ほど虐待を受けやすい状況にある（厚生労働省 2017b）。

5　被虐待者がおかれている環境

支援や介護が必要な在宅の高齢者は、家族などと同居し介護を受けている状況にある。被虐待者の居住形態をみると、86.6％が養護者との同居となっ

ている。また、養護者の続柄は、未婚の子が45.1％、配偶者が21.5％、子夫婦が15.2％の順で多く、81.8％が同居する家族となっている。そして、被虐待者を介護している者が加害者となり、虐待などによる死亡事件が発生し続けている（厚生労働省 2017b）。これらの結果から、高齢者虐待の事象は、生命の危険に直結しており、家族介護者が加害者となる割合が高いといえる。

高齢者に対する介護を考えると、居住形態は、同居する者がいるほうが、見守り者がいるという点でプラスの効果を生み出すはずである。しかし、既述の結果から考えると、最悪の場合、高齢者の死を招くというマイナス効果をもたらすこととなっている。2000（平成12）年に施行された「児童虐待の防止等に関する法律」（以下、「児童虐待防止法」という）では、家庭という密室性の高い場所で起こった虐待事例の分析が義務づけられ（4条5項）、その分析結果は、虐待防止のための制度・政策へ反映されている。しかし、2006（平成18）年に施行された高齢者虐待防止法では26条で、「高齢者虐待の事例の分析を行う」との文言はあるが、児童虐待防止法4条5項のいう「検証」の条文上の文言がない。実際に虐待事象が発生した事例を分析することは、虐待を防止する体制の整備に効果をもたらす。このことから、高齢者虐待防止の体制整備を図るため、日本高齢者虐待防止学会などにおいては高齢者虐待防止法の改正を求めている。

Ⅱ　本研究の目的

本研究の目的は、高齢者虐待防止法に基づいたソーシャルワーク実践の実態を精査し、高齢者虐待の予防概念の枠組みとなる項目を確認・修正することで、包括的な高齢者虐待予防支援システムの構築を試みることである。

既述の主な高齢者虐待を取り巻く社会的背景から、筆者は、高齢者虐待の事象が発生する前にソーシャルワーク実践を展開して虐待を予防することはできないのだろうかと考えた。そして、高齢者虐待防止法に基づいたソーシャルワーク実践による虐待事象の悪化を防ぐための取組みや虐待の悪化要因を探求することで、高齢者虐待予防策を提示し得ると考える。

Ⅲ　本研究の枠組み

本研究の枠組みとして、本研究の射程、高齢者虐待の予防概念、高齢者虐待の事象を予防するソーシャルワーク実践について述べる。

1　本研究の射程

高齢者虐待は、施設従事者等による虐待と養護者による虐待とに大別されるが、今後、人口の高齢化や財政上の問題等から地域包括ケアシステムが導入され、高齢者が住み慣れた家や地域で最期まで生活できることが重要視されることと、高齢者が支援者として従事するだけでなく、互いに現に養護する者となり得ることを考えて、本研究では、高齢者虐待の中でも、養護者による高齢者虐待に焦点をあてる。

養護者による高齢者虐待の防止は、2006（平成18）年に施行された高齢者虐待防止法に基づき対応されるようになった。厚生労働省（2006）が同法に基づき、「高齢者虐待への対応と養護者支援について」（以下、「厚生労働省マニュアル（2006・2018）」という）を策定し、2018年に改訂された。厚労省マニュアル（2006）を補完するものとして日本社会福祉士会（2011）が「市町村・地域包括支援センター・都道府県のための養護者による高齢者虐待対応の手引き」（以下、「日本社会福祉士会の手引き（2011）」という）を策定している。また、各都道府県において、たとえば東京都（2006）が「高齢者虐待防止に向けた体制構築のために――東京都高齢者虐待対応マニュアル――」（以下、「東京都マニュアル（2006）」という）を策定している。ここでは、ソーシャルワーク実践のうち、法律やマニュアルに基づく支援が広く虐待対応にかかわる者に求められていることから、高齢者虐待防止法の規定に基づいて作成されている厚生労働省マニュアル（2006・2018）、東京都マニュアル（2006）、日本社会福祉士会手引き（2011）など（以下、「公的マニュアル」とい

う）の内容に基づき研究を実施する。

なお、この公的マニュアルでは、高齢者を現に養護しない者による虐待など第三者による虐待や、セルフ・ネグレクト（自己放任）の事例に対しても、高齢者虐待防止法の養護者による虐待防止に準じた対応をするように求めている。

しかし、第三者による虐待とセルフ・ネグレクトの事例においては、高齢者虐待防止法に規定された裁判所や行政による権限の行使のうち、特に、高齢者虐待防止法にしか規定されていない立入調査（私有地に住人の許可なく立入っても住居侵入罪（刑法130条）に問われない権限）と面会制限（被虐待者と虐待者の面会を制限できる権限）について権限行使できないことから、本研究では対象外とする。

2　高齢者虐待の予防概念

2006年に高齢者虐待防止法が施行されて以降、厚生労働省は虐待の相談・通報件数などを報告している。その報告の中で2014年に初めて高齢者虐待の予防について取り上げ、第一次予防の目的を虐待の「未然防止」、第二次予防の目的を虐待の「悪化防止」、第三次予防の目的を虐待の「再発防止」とし、対応上の留意点が示された。現状における虐待対応は、第二次予防の虐待の悪化防止を中心に対応されていると説明されている（認知症介護研究・研修仙台センター 2014）。しかし、予防の考え方の根拠となった予防概念は示されず、現在においても不明である。

また、公的マニュアルにおいては、虐待を未然に防止することが最も重要であると謳われ、市区町村と地域包括支援センターが、家庭内の権利意識の啓発や、認知症等に対する正しい理解の普及などの取組みが重要とされているが、予防概念については示されていない。高齢者虐待を未然に防止する対策として、厚生労働省（2017b）は、「高齢者虐待の対応の窓口となる部局の住民への周知」が81.7%、「地域包括支援センター等の関係者への高齢者虐待に関する研修」の実施が75.9%、「高齢者虐待について、講演会や市町村

広報紙等による、住民への啓発活動」の実施が65.2％と報告しているが、十分に実施されているとはいいがたい状況といえる。これら普及啓発や研修などの実施は、地域包括支援センターの権利擁護業務に位置づけられてはいるが、実施を義務づけてはいない（地域包括支援センター業務マニュアル検討委員会編 2015）。

これらのことから本研究では、高齢者虐待の事象に対するソーシャルワーク実践に、予防概念が必要であるととらえる。なぜなら、高齢者虐待の事象は、医学的処置のように、悪い部分を切り取って健常の状態にするというよりは、人々が虐待の要因を抱えたまま生活していても、予防することで虐待の発生を遅らせる、発生してもすぐ対応することで虐待が起こっている期間を短縮し、虐待が再発しないように地域での生活を継続するための支援の方向性を考えたほうが、虐待対応の趣旨に一致すると考えるからである。

3　高齢者虐待の事象を予防するソーシャルワーク実践

高齢者虐待の事象に対するソーシャルワーク実践は、主に地域包括支援センターによって行われている。権利擁護業務に位置づけられている高齢者虐待への対応は、地域包括支援センターに配置されている社会福祉士が中心となり、同センターに配置されている保健師と主任介護支援専門員などとともに専門性を発揮し、関係者・関係機関などと協働して対応することとしている（地域包括支援センター業務マニュアル検討委員会編 2015）。

社会福祉士などのソーシャルワーカーが拠り所としている原理は、国際ソーシャルワーカー連盟（IFSW）がソーシャルワークの定義として2000年に採択した定義、並びに2014年に新しく採択された「ソーシャルワークのグローバル定義」（国際ソーシャルワーク学校連盟・国際ソーシャルワーカー連盟 2014）において、ソーシャルワークの基盤と位置づけられた諸原理「社会正義と人権」である。人権を侵害・否定し、社会正義に反する社会的行為である虐待の事象に、ソーシャルワークが取り組むことは必然である（副田 2008）。

児童虐待対応では、Biestek（1957）のケースワークの原則から、ソーシャルワーカーが虐待事象における緊急事態に対応し、被虐待者や虐待者である当事者と環境との間によりよい適応を実現してゆく過程に取り組むことはソーシャルワークであり、その働きかけをソーシャルワーク実践としている。高齢者虐待においては、1990年代のイギリスにおいて、ソーシャルワーカーが対応した虐待ケースの相当数でアセスメントやケア計画、定期的な計画の見直しが実施されていなかったことから、ソーシャルワーカーの介入には、良好なアセスメント、ケア計画、モニタリング、そして評価に関する原則を確立する必要性が強調された（Decalmer & Glendenning＝1998）。

既述の2014年の国際ソーシャルワーカー連盟の総会において改訂されたソーシャルワークのグローバル定義の内容は、問題解決を図るという言葉が消え、ソーシャルワークは、生活課題に直面する当事者の取組みを支援することとされた（国際ソーシャルワーク学校連盟・国際ソーシャルワーカー連盟2014）。すなわち、ソーシャルワーカーは、問題となる事象が問題として顕在化する前から、生活課題に取り組むことが求められているといえよう。しかし、高齢者虐待防止法に基づく対応は、虐待事象の発生後に重点がおかれており、事象が重症化するまで放置される危険性が潜んでいると考える。

これらのことから、本研究での高齢者虐待におけるソーシャルワーク実践とは、主に高齢者虐待に対応する地域包括支援センターに配置されている社会福祉士などのソーシャルワーカーが、担当地域において高齢者虐待の予防をめざし、インテーク、アセスメント、支援計画策定・実行、モニタリング、評価の実施など、一連の支援プロセスの原則をまもり、あらゆる援助技術とあらゆる資源を駆使することにより虐待の悪化を防止し、よりよい体制が整備されるよう社会政策の改善と開発にかかわる働きかけであると定義する。

4　本研究の方法

本研究の方法として混合研究法（Mixed Methods Research）を用いる。混合研究法とは、量的調査と質的調査を一つの研究の中でいっしょに用いる方

法である（Creswell 2007）。混合研究法は1960年代初期に人類学者や社会学者によって使われ始めたマルチメソッドや1970年代後期に使われ始めたトライアンギュレーションから発展した。2005年には、Sage 出版社が「Journal of Mixed Method」という学術誌を刊行している。日本においても、2007年頃より混合研究法に関する訳本が出版され、健康科学・看護・教育・社会学・社会福祉学などのさまざまな分野において、混合研究法を用いたと明記した論文が発表されている。現在においても、混合研究法を用いた多くの研究が発表されその重要性が高まっている（高瀬 2010、川口 2011、廣瀬 2012）。

混合研究法を使用するメリットとしては、量的調査だけ、あるいは質的調査だけでは答えることのできない問いに答えることができること、よりよい推測を行うことが可能になること、量的調査・質的調査の二つの調査法の違いから、現実の複雑さを理解できる可能性が増すことなどがあげられる（Creswell 2007、川口 2011）。しかし、何をもって混合研究法と定義するのか、また混合研究法の分類についてなど論者によって意見に隔たりがあり、統一された定義がないことが指摘されている（川口 2011）。よって、混合研究法を用いるときは、誰が提唱しているのか、どの手順を用いるかなどを示すことが求められるとの記述がある（川口 2011）。

これらのことを踏まえ、本研究では、順次的手順（Creswell 2007）による混合研究法を採用する。この順次的手順とは、一つの方法で得られた結果を、他の方法によって精緻化し分析を展開することである。これは、探索的な目的のためにまず質的調査を用い、その母集団の結果の普遍化などのために、大きな標本を用いた量的調査でフォローアップする方法も該当する（Creswell 2007）。

本研究では、順次的手順として、ある地域を対象に質的調査を行い、高齢者虐待の悪化防止の協働プロセスの様相として次の３点を明らかにする。

第一に、高齢者虐待防止法に基づいた公的なマニュアルに示されている内容の遵守・不遵守状況から虐待を悪化させた要因、第二に、虐待の悪化を防止している被虐待者と養護者の取組み、第三に、公的マニュアルで示されて

いる虐待対応プロセスにおいて、高齢者虐待対応機関、関係者・関係機関、当事者などによる虐待の悪化を防止している取組みである。

次に、量的調査を実施し、高齢者虐待の悪化を防止した取組みを探索的に分析する。具体的には、質的調査で把握された内容も含め、全国の地域包括支援センターの公的マニュアルの遵守状況などを把握し、特に、虐待の悪化を防止する取組みとしてあげられた体制整備の一つである市区町村マニュアルの策定の有無が、高齢者虐待防止法に基づいた公的マニュアルの遵守の程度などの高齢者虐待防止状況と関連しているかどうかを明らかにする。

この混合研究法により、高齢者虐待に関する予防の概念についての構築を試みる。本研究においてこのような混合研究法を用いる意義は、質的調査で把握した高齢者虐待の悪化を防止する主な取組みなどが、全国の高齢者虐待対応にみられる事象であるかどうかを、量的調査を行うことで確認できる点にある。

5　本研究の構成

第１章では、養護者による高齢者虐待防止に関する先行研究について述べる。高齢者虐待防止研究の現状と課題を示し、高齢者虐待防止法に規定された対応機関による虐待対応の現状と課題を整理し、虐待対応とソーシャルワーク実践について述べる。

第２章では、高齢者虐待の予防に関する先行研究を概観し、高齢者の介護予防事業、ソーシャルワーク、予防医学、予防精神医学における予防概念を整理し、日本の四つの虐待防止法（児童虐待防止法、平成13（2001）年制定の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律」（以下、「配偶者等虐待防止法」という）、高齢者虐待防止法、平成23（2011）年制定の「障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」（以下、「障害者虐待防止法」という））における「予防」の扱われ方、公的マニュアルに規定されている「予防」の段階を押さえたうえで、高齢者虐待予防の概念枠組みの作成を試みる。

第３章では、混合研究法のうち質的調査として、事例にみる高齢者虐待防止の協働プロセスの様相の分析を行う。当事者や親族、近隣住民、関係機関、虐待対応機関などによる虐待事象への協働による取組みを、地域包括支援センターの業務記録を対象に、質的内容分析法による分析を行う。記録されている事例は、高齢者虐待防止法の下に対応されていることから、高齢者虐待防止法に基づいた公的マニュアルの内容を枠組みとし、虐待を防止した協働の様相から、高齢者虐待を悪化させた要因と虐待の悪化を防止した取組みを明らかにする。

第４章では、量的調査を中心に高齢者虐待の悪化を防止した取組みを探索的に分析する。高齢者虐待対応機関による取組みの実態を把握し、質的調査の結果が全国的にみられるかどうかを確認するため、全国の地域包括支援センターを対象にした質問紙調査を実施する。そして、その結果を考察する。

第５章では、第３章・第４章で示した調査の結果を踏まえ、高齢者虐待予防に向けた高齢者虐待防止法に基づいた対応とソーシャルワーク実践について実践的なインプリケーションについて述べる。

終章では、本研究の要約を行い、研究の意義と限界、今後の展望を述べる。

〔著者略歴〕

乙幡　美佐江（おっぱた　みさえ）

社会福祉士、介護支援専門員

〔略歴〕　東洋大学大学院社会学研究科福祉社会システム専攻修士課程修了（社会学修士）、ルーテル学院大学大学院総合人間学研究科社会福祉学専攻博士後期課程修了（社会福祉学博士）

〔経歴〕　デイサービスセンター相談員、在宅介護支援センター相談員、居宅介護支援事業所ケアマネジャー、社会福祉協議会主事、地域福祉権利擁護事業専門員、介護認定審査会委員、介護保険審査会専門調査員、介護支援専門員実務・現任研修講師、地域包括支援センター相談員、成年後見人、市保健福祉部介護福祉課権利擁護担当、地域包括支援センタースーパーバイザー、権利擁護関係各種研修企画実施・講師などを務め、現在、公益財団法人東京都福祉保健財団人材養成部福祉人材養成室高齢者権利擁護支援センター専門相談員、駒沢女子大学人文学部非常勤講師

〔主な業績〕　一般社団法人日本社会福祉学会関東部会奨励賞受賞（2014年）、「ソーシャルワーク研究における質的内容分析法の適用」社会福祉学評論13号（2014年）、「地域連携ネットワークと個人情報の保護」実践成年後見73号（2018年）、「社会福祉士による成年後見制度の実践と認知症高齢者福祉に関する課題」老年精神医学雑誌30巻１号（2019年）。

〔その他〕　東京社会福祉士会地域包括支援センター委員会副委員長、高齢者虐待防止学会法制度推進委員会委員　など

ソーシャルワーク実践による高齢者虐待予防

2019年３月28日　第１刷発行

定価　本体4,000円＋税

著　　者　　乙幡　美佐江

発　　行　　株式会社　民事法研究会

印　　刷　　株式会社　太平印刷社

発 行 所　株式会社　民事法研究会

〒150-0013　東京都渋谷区恵比寿 3-7-16

〔営業〕　TEL 03(5798)7257　FAX 03(5798)7258

〔編集〕　TEL 03(5798)7277　FAX 03(5798)7278

http://www.minjiho.com/　　info@minjiho.com

落丁・乱丁はおとりかえします。　　ISBN978-4-86556-281-1　C3032　¥4000E

カバーデザイン：関野美香